[廃棄物焼却炉]　令和5（2023）年度

岩沼工場

1　施設名称：5号ボイラー

（1）処分した廃棄物の各月ごとの種類および数量【規則第12条の7の2第1項イ】

	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
汚泥	t／月	8,754	7,679	11,075	8,824	11,650	6,680	5,549	2,288	10,990	11,046	10,706	11,541	106,783
木くず	t／月													0
紙くず	t／月													0
廃プラ	t／月	318	216	199	81	228	156	75	56	291	201	274	251	2,347
その他	t／月	113	64	60	35	0	0	0	0	32	0	0	0	303
合計	t／月	9,185	7,960	11,334	8,939	11,877	6,837	5,624	2,344	11,313	11,247	10,980	11,792	109,433

（2）燃焼ガス及び排ガス分析の実施状況【規則第12条の7の2第1項ロ】

	燃焼ガス温度	集塵器流入ガス温度	廃ガス中一酸化炭素濃度
測定位置	炉内出口	集塵機入口	煙突
測定日	連続測定	連続測定	連続測定
測定結果	連続測定	連続測定	連続測定

※　焼却温度、集じん器入口温度、一酸化炭素濃度については連続測定をしておりますので、詳細情報をお知りになりたい方は事業所にてご覧いただく事が可能です。

（3）冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじん除去の実施状況【規則第12条の7の2第1項ハ】

設備（場所）	煙突下部ばいじん除去	B/F下1室～3室下部・低温A/H下部・ボイラー下ロータリーバルブ内部ばいじん除去	煙突下部ばいじん除去	B/F下1室～3室下部・低温A/H下部・ボイラー下ロータリーバルブ内部ばいじん除去
除去した日	5月24日、25日	5月24日、25日	10月27日	10月25日、11月20日
	3月19日	3月20日、24日		

（3）煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度（1回/年以上）、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物）（1回/6か月以上）【規則第12条の7の2第1項二】

ばい煙（測定位置：煙突入口）	排ガス採取日		4/10	5/12	6/9	7/25	8/18	9/11	10/11	11/29	12/5	1/18	2/7	3/6
	結果の得られた日		4/17	5/18	6/16	7/31	8/29	9/20	10/20	12/5	12/19	1/30	2/16	3/14
	基準値	単位	測定結果											
硫黄酸化物	130以下	ppm	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
ばいじん	0.08以下	g/Nm3	0.012	0.0047	0.015	0.0012	0.0025	0.0012	0.0013	0.0016	0.00046	0.0010	0.0021	0.0038
窒素酸化物	225以下	ppm	107	113	138	98.7	120	161	100	120	91	150	150	130
塩化水素	700以下	mg/Nm3	2.40	3.77	8.68	2.23	3.67	1.14	定量下限値未満	定量下限値未満	1.10	定量下限値未満	定量下限値未満	3.3

ダイオキシン類（測定位置：煙突入口）	排ガス採取日				6/16									
	結果の得られた日				8/1									
	基準値	単位	測定結果											
	0.1以下	ng-TEQ/Nm3			0.000015									